

一般社団法人富山県社会福祉士会「権利擁護センターぱあとなあ富山」
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人富山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第5項に基づき、社会福祉士の援助を必要とする人々の生活と権利を擁護するため、権利擁護に関する事業（以下「本事業」という。）を実施することを目的として必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者をいう。
2 この規程において「成年後見監督人等」とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人及び任意後見監督人をいう。

(センターの設置と名称)

第3条 本会は、本事業を実施するため「権利擁護センターぱあとなあ富山」（以下「ぱあとなあ富山」という。）を設置する。

(組織・運営)

第4条 ぱあとなあ富山に権利擁護センター長を置く。権利擁護センター長は本会会長とし、本事業の運営を統括する。
2 本事業を運営するため、権利擁護センター長の下に ぱあとなあ富山運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員はセンター長が指名し、運営委員長は運営委員の中から選出する。また、運営委員会に以下の部会を置くことができる。
(1) 虐待対応部会
(2) 成年後見部会

(事務局)

第5条 ぱあとなあ富山の事務局は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第6条 ぱあとなあ富山は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1) 権利擁護に関する相談事業
(2) 権利擁護に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
(3) 成年後見人等候補者の養成研修に関する事業
(4) 成年後見人等候補者の名簿登録に関する事業
(5) 成年後見人等及び成年後見監督人等の候補者の紹介に関する事業
(6) 成年後見人等及び成年後見監督人等の支援に関する事業
(7) 未成年後見人及び未成年後見監督人の支援に関する事業
(8) 前各号の業務監査
(9) その他関連する事業

(業務監査)

第7条 本会は、第6条に定める事業を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

2 業務監査委員会の運営については、本会が別の定める「権利擁護センターばあとなあ富山」業務監査委員会運営規程によるものとする。

(苦情対応)

第8条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情対応関連規程に基づいて実施する。

(賠償保険)

第9条 本会は、本事業実施のため、必要に応じて社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会理事会において別に定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年4月1日から施行する。
2. この規程は、2018年4月1日から施行する。
3. この規程は、2022年12月1日から施行する。